

新潟市西蒲区多言語対応観光WEBサイト制作業務委託 公募型プロポーザル仕様書

1 適用

この仕様書は、新潟市（以下「市」という。）が発注する「新潟市西蒲区多言語対応観光WEBサイト制作業務委託」に適用する。

2 目的

2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、年々増加している訪日外国人旅行者の需要を取り込むことで市内交流人口を一層拡大するため、新潟市西蒲区で毎年開催されている「わらアートまつり」を誘導フックとした多言語対応観光WEBサイトを制作し、区の魅力を海外に向けて発信することで、区の認知度の向上と興味の喚起を図る。

3 委託契約期間

契約締結日から2019年3月31日までとする。

4 WEBサイトの公開日

2019年3月31日以前（市と協議の上、決定する。）

5 業務内容

WEBサイトの新規制作・翻訳

WEBサイトには以下に記載する事項を掲載することとする。併せて、WEBサイトタイトルの提案及びトップページデザイン、コンテンツ作成、外国語への翻訳等を実施すること。

(1) 業務事項

- ・WEBサイトの構成の設計（10ページ程度を想定、詳細は市と協議の上、決定する。）
- ・全体企画及び制作
- ・編集及び原稿整理（10ページ程度を想定、詳細は市と協議の上、決定する。）
- ・トップページ及び下層ページ等の構築（デザイン・コーディング含む）
- ・各種テンプレート及びコンテンツ作成等
- ・マルチデバイス対応
- ・多言語対応（6か国語）

(2) 基本条件

- ・主要ターゲット：SNS等を通じてわらアートの存在を知り、興味を持ち始めた外国人
- ・使用言語：日本語、英語、中国語簡体字、中国語繁体字、韓国語、タイ語
- ・日本語の原稿作成に必要な情報は市が提供するが、外国語版の原稿については受託者が翻訳し、作成すること
- ・本業務において使用する写真及び動画は、原則、市が提供するものとし、受託者が新た

に撮影してもよいが、撮影費用は受託者の責任において本業務予算に含めること

- ・外国語版の翻訳にあたっては、機械翻訳を使用せず、人力による翻訳をした上で、ネイティブチェックを行うこと

(3) WEBサイト制作に関し重視する点

- ・わらアートに興味、関心のある外国人に対し、わらアート発祥の地である西蒲区の魅力（区の基幹産業であり、わらアートの重要な材料である稲わらを生み出す農業や、それが作り出す田園風景、温泉や山といった自然などの環境）が伝わるようなサイト構成
- ・SNS等での写真映えを意識した画像や動画を使用するなど、外国人に対し効果的なアピールができるよう、サイト全体におけるビジュアルを重視すること
- ・わらアートまつりに係る既存のSNS（Facebook、Twitter、Instagram）との連携を図るなど、イベント情報、旬の情報等の提供する情報を常に新しく保つ仕組み
- ・対象言語を使用する各国のSNS等の利用特性を踏まえたうえでの、情報拡散を促すサイトの構成、機能（ソーシャルボタン等）

(4) 掲載内容（必須項目）

- ・「わらアートまつり」の情報（イベント実施概要、歴史等）
- ・わらアート作品の情報（制作方法、制作者、地域との協働ストーリー等）
- ・過去のわらアート作品の紹介
- ・新潟市西蒲区についての基本情報
- ・西蒲区内観光情報（温泉、山や海等の自然、食、酒等）
- ・周辺観光情報（新潟駅周辺、弥彦村、燕三条駅周辺、長岡市寺泊など）
- ・対象言語を使用する各国から、新潟空港及び新潟駅、燕三条駅を起点とした公共交通などの交通機関情報
- ・関連外部サイトへのリンク及び誘導

(5) その他

作成したデータは本市指定のサーバー（ドメイン：<http://www.city.niigata.lg.jp>）に格納すること。格納スケジュールや方法等は市と協議の上決定する。

6 実施体制

- (1) 受託者は、本業務を正確かつ確実に実施するために、実施責任者及び委託契約期間を通じて対応できる実施担当者を配置し、市に通知するものとする。なお、実施責任者と実施担当者は同一でも構わない。
- (2) 受託者は、業務着手前に全体の工程や作業方法について市の承諾を得ること。
- (3) 受託者は、業務等を適正かつ円滑に実施するため、市と常に密接な連絡を取り、十分な協議の上、業務を実施すること。また、業務の進捗に応じて定期的に市に報告をすること。
- (4) 受託者は、WEBサイト公開後にトラブルが発生した場合等において、迅速に対応できる体制をとること。

7 成果品の納入について

(1) 納入形式

受託者は、本業務完了時には、以下に示す成果品を紙媒体及びCD-ROM等の電子記録媒体（記録媒体の購入費用は受託者の負担とする）で納品し、市の指定するサーバーに格納すること。なお、納品の際は、納品前にウイルスチェックを完了させ、正常な状態で納品すること。

- ・WEBサイト構成図、設計書
- ・コンテンツ、デザイン、レイアウト等サイト制作にかかわるデータ
- ・その他必要な文書、図画等

(2) 納期・納品場所

①納期：2019年3月31日までに納品すること。

②納品場所：新潟市西蒲区産業観光課観光交流・商工室（新潟市西蒲区巻甲2690番地1）

(3) 成果品に瑕疵のある場合の訂正

納品後に成果品に瑕疵のあった場合は、受託者は速やかに訂正しなければならない。委託期間終了後も同じとする。

8 セキュリティ対策について

受託者は、下記のセキュリティ対策の条件を満たさなければならない。

- (1) 機密事項（個人情報等）の取扱いについて、セキュリティに関する管理規定を有していること。
- (2) セキュリティに関する責任者・管理者を設置していること。
- (3) 業務担当者は、セキュリティ教育を受けている者とする。
- (4) 再委託する場合、再委託先にもセキュリティルールの運用を徹底し、再委託先と書面で契約手続きを行っていること。

9 WEBサイトの作成及びページのデザインの留意事項等について

受託者は、対象言語を使用する各国におけるサポート状況に配慮したうえで、サイト全体の統一性を確保しながら、掲載内容等に関する素材作成、編集、レイアウト、デザイン等一連の制作業務を行う。

(1) サポートOS

Windows7以降、MacOS9以降、Android4.0以降、iOS7以降

(2) サポートブラウザ

Internet Explorer11以降、Chrome、Firefox、Safariでサポートしていること。

(3) プログラム言語

HTML、CSS、JavaScript等、一般的に使われる言語とすること。ただし、脆弱性がないよう適切な対応を要する。

(4) ユーザビリティ

PC及びタブレット端末、スマートフォンなどマルチデバイスで閲覧可能な仕様とし（フィーチャーフォンは除く）、サイト閲覧者がストレスなく閲覧できるように配慮したデザインにす

ること。ただし、デバイスごとに別のサイトを制作するのではなく、同ドメイン・同ページを使用し、画面サイズによって最適化される構造とすること。

(5) サーバー

作成したデータは本市指定のサーバー（ドメイン：<http://www.city.niigata.lg.jp>）に格納すること。格納スケジュールや方法等は市と協議の上決定する。

(6) アクセス解析

戦略的な情報発信の効果測定を図るため、全ページについて、訪問者数や滞在時間、ページビュー数等の詳細ログが取得でき、アクセス解析するシステムを導入すること。なお、外部のアクセス解析サービスを利用することも可能とする。

(7) 暗号化通信

問い合わせ、応募フォームの設置が可能であり、ホームページで提供するフォーム等を利用した個人情報の送信については、SSL対応により暗号化された通信が行われること。

10 アクセシビリティの要件を満たすことについて

受託者は、以下の作成基準に準拠して実施すること。

- (1) 「新潟市公式ホームページ基本方針」及び「新潟市公式ホームページ運営ガイドライン Ver. 2.1」
- (2) 総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」
- (3) 日本工業規格JIS X8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第三部：ウェブコンテンツ」において、そのすべての要件でレベル「AA」に準拠するか、それに準ずる代替手段を講じること。
- (4) なお、全体のページの作成上、上記（1）～（3）の準拠が困難な箇所がある場合は、受託者は市と協議すること。

11 その他の注意事項等について

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたって、関連する諸法規、条例等を熟知の上、これを遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、市の書面による事前の承諾なくして、本プロポーザルによる業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む）（以下「再委託」という。）してはならない。
- (3) 受託者は、市の書面による事前の承諾を得て再委託する場合には、再委託の相手方との間に市の委託契約約款が定める趣旨に即した再委託契約を締結しなければならない。
- (4) 本プロポーザルによる業務の履行により作成または撮影された成果品（有体及び無体）に係る受託者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、市に帰属、若しくは受託者は市に譲渡する。
- (5) 受託者は、市が必要に応じて成果品の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- (6) 受託者が納品した成果品は、第三者の著作権等を侵害していないこと。

- (7) 受託者の成果品が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果品の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、個人情報（新潟市個人情報保護条例（平成13年3月新潟市条例第4号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他新潟市が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、業務を処理するに当たって、個人情報等を取り扱う際には、他人その他のものの権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (9) 受託者は、業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。
- (10) 受託者は、市から貸与された文書等を市の書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。
- (11) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書等に記載のない事項、または疑義が生じた場合は、双方協議の上、市の指示に従うものとする。

以上